

資格喪失後の診療について

社会保険等の資格がある期間に、勤務先での「保険証」の交付が遅れた等により、葛城市の「国民健康保険証」を使って受診してしまった場合、「保険給付費の返還」というかたちで葛城市が病院等へ支払った保険給付費分（7～9割）を返還していただきます。

これは、葛城市の「国民健康保険証」を使って受診したことにより、本来社会保険等が負担すべき給付費分を葛城市が病院等へ支払ったため、受診された方から葛城市へ返還していただき、返還していただいた分については加入されている社会保険等に改めて請求し直していただくものです。

葛城市からの送付文書など

国民健康保険給付費の返還について（通知）

納付書兼領収証書

診療報酬明細書の写し（返還金の入金確認後に送付させていただきます）

送付時期

国民健康保険の脱退手続きから概ね4ヵ月後

（病院等からの市への請求時期により遅れる場合があります）。

返還方法

葛城市役所または市指定の金融機関で納めてください。

社会保険などへの請求方法

納めた領収証書と診療報酬明細書の写し（「開封厳禁」と書かれた封筒内に在中）を添付して、新しく加入された健康保険へ申請すると療養費として払い戻しが受けられます。

詳しい手続きの方法については、加入されている健康保険にお問い合わせください。

※ 社会保険等加入後で保険証交付前に受診される場合は、必ず病院等にご相談のうえ、勤務先の健康保険担当係などで被保険者の証明書等の交付を受けて受診するなどしてください。

※ 新しい保険証等を病院等に提示したにもかかわらず、「給付費の返還」の通知が送られてきましたら保険課へご連絡ください。